

生体認証規定

1. ～ 3. (省略)

4. (生体認証の対象貯金等)

生体認証の対象とすることができる貯金口座等の種類は、次のとおりです。

(1) (省略)

(2) JAカードローンの貸越口座

ただし、カードローンの貸越についての利用は、当会とJAカードローン取引約定のある場合に限り
ます。

5. ～11. (省略)

12. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当会普通貯金規定、総合口座取引規定、貯蓄貯金規定、ICカード規定、
ならびにJAカードローン取引約定書、JAカードローン利用規定（ただし、当会とJAカードローン取引約定のあ
る場合に限る。）および振込規定により取り扱います。

13. ～14. (省略)

以上

(2022年11月14日現在)

【個人情報保護法関連条項】

(省略)

以上

生体認証規定

1. ～ 3. (省略)

4. (生体認証の対象貯金等)

生体認証の対象とすることができる貯金口座等の種類は、次のとおりです。

(1) (省略)

(2) 農協カードローンの貸越口座

ただし、カードローンの貸越についての利用は、当会と(追加)カードローン取引約定のある場
合に限ります。

5. ～11. (省略)

12. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当会普通貯金規定、総合口座取引規定、貯蓄貯金規定、ICカード規
定、ならびに農協カードローン取引約定書、農協カードローン利用規定（ただし、当会と農協カードローン取引
約定のある場合に限る。）および振込規定により取り扱います。

13. ～14. (省略)

以上

(2020年4月1日現在)

【個人情報保護法関連条項】

(省略)

以上